新型コロナウイルス感染症への当社の取り組みについて

当社では、お客様に安心してご旅行にご参加いただくために、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の取り組みを行っております。
ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

①社員や添乗員の手洗い・うがいの励行と体調管理を徹底して行います。
②ツアーの際は、ソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用など、3密対策と、換気・除菌を行います。
③バス乗車時は、ソーシャルディスタンスを保って、基本的にグループごとに余裕を持った配席を行います。

お客様へのお願い

Go Toトラベル事業の対象商品をお申込みいただくお客様は、本人確認のご協力と、ご利用に当たっての遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。
▲「観光庁より、GoTo トラベル事業をご利用いただく皆様へ」　https://goto.jata-net.or.jp/assets/docs/200822_gotojyunsyu.pdf
①ツアー参加受付時に検温を実施させていただきます。※37.5度以上のお客様は参加をご遠慮いただきます。
②バス乗車時には、手指の消毒とマスクの着用をお願いいたします。※マスクはお客様ご自身でご用意ください。
③バス乗車中は車内での飲酒、大声での会話はお控え下さい。

国内募集型企画旅行　ご旅行条件書（抜粋）※お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

●募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、㈱オーサカ・ゼンリョ（大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 OCATビル4階 大阪府知事登録旅行業第2-2617号　以下「当社」といいます。）が企画・実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
(2) 契約の内容、条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面（以下「最終日程表」といいます。）および、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。
(3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

●旅行のお申込みと契約の成立の時期

(1) ご来店にてお申込みの場合、当社又は当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて所定の申込書の提出と申込金（旅行代金の20%以上、または旅行代金）のお支払いが必要です。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立します。申込金は、旅行代金または取消料、もしくは違約料のそれぞれの一部または全部として取り扱います。
(2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてお申込みの場合、当社らが予約の承諾をした日から3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。旅行契約は、当社らの承諾と申込金の受理をもって成立します。残金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日より前にお支払いいただきます。
(3) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除権に関する一切の代位権を有しているものとみなします。契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を提出していただきます。

●お支払対象旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

●旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、入場料、拝観料および、消費税等諸税。
(2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、ガイド料ならびに団体行動に必要な心付。
※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 自由行動中の観光施設の入場料、交通費、食事代等
(2) クリーニング代、電報電話料、その他の追加飲食など個人的性質の諸費用、および、それに伴う税・サービス料
(3) 傷害・疾病に関する医療費

●取消料（お客様による旅行契約の解除）

(1) お客様はいつでも下記に記載した取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。
但し、取消しのご連絡は当社又はお申込み店の営業時間内にのみお受けいたします。
(2) お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされる時は、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
(3) 次の場合は取消料をいただきません。
①旅行契約内容に右記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象となる変更、その他の重要な変更があったとき。
②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって、旅行代金が増額されたとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
④当社が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日までに交付しなかったとき。
⑤当社の責に帰すべき事由により、当初の日程どおりの実施が不可能になったとき。

取消料は旅行開始日の前日から起算して	20～8日前まで	7～2日前まで	旅行開始日の前日／当日	旅行開始後の解除無連絡不参加
旅行代金の	20%	30%	40%／50%	100%

●お客様の責任

(1) 当社は、お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2) お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

●特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金(1500万円)・後遺障害保証金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)および通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。

●旅程保証

(1) 旅行日程に下表に掲げる変更（次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置）が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、サービスの提供の日時および順序の変更は対象外になります。
(2) 変更補償金の額は、お客様お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1・0	2.0
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

●個人情報の取扱いについて

(1) 当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
(2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者に提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。
(3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、ご利用させていただくことがあります。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細については、当社（TEL:06-6641-8008)にお問合せいただくか、当社ホームページ（https://anta-osaka.or.jp/inc/）にてご確認下さい。

●旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、令和2年8月1日現在です。

◎本旅行に関して、契約変更及び解除、責任及び免責事項、損害賠償に関する事項は、当社旅行業約款の定めるところによります。

≪旅行企画・実施≫
大阪府知事登録旅行業第2-2617号
株式会社　オーサカ・ゼンリョ
〒556-0017 大阪市浪速区区湊町1-4-1
ＯＣＡＴビル4階
(一社)全国旅行業協会正会員
旅行業務取扱管理者　金田　清美

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、ご不明な点がございましたら、お申込みの箇所の取扱管理者におたずねください。

お問合せ、お申込みは
受託販売：